

総務 常任委員会

委員長 石田 哲

**可決
すべき**

●高島市税条例等の一部を改正する条例案

主な内容は、法人市民税の引き下げと軽自動車税の引き上げです。

・法人市民税

消費税率が8%に引き上げられた段階において、大都市部との財政力格差が拡大されることから、その縮小を図るため、平成26年10月1日以降に開始する事業年度の法人市民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税として再配分するもので、引き下げ税率は2.6%となります。

・軽自動車税

①平成27年4月1日以降に新規取得される三輪以上の軽自動車について、家用自動車は1.5倍、その他は約1.25倍、税率の引き上げが行われます。

②原動機付自転車および二輪の軽自動車は、平成27年度より最低2千円、約1.5倍の引き上げとなります。

③グリーン化を進める観点から、平成28年度より、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車税について、おおむね20%の重課が導入されます。

審査の結果、賛成多数で「可決すべきもの」と決定しました。

軽自動車 税率

車種区分		標準税率		重課税率	
		現行	改正後		
原付	50CC以下	1,000円	2,000円	-	
	50CC超～90CC以下	1,200円	2,000円	-	
	90CC超～125CC以下	1,600円	2,400円	-	
	ミニカー	2,500円	3,700円	-	
軽二輪	125CC超～250CC以下	2,400円	3,600円	-	
小型二輪	250CC超	4,000円	6,000円	-	
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円	-	
	その他	4,700円	5,900円	-	

●高島市火災予防条例の一部を改正する条例案

昨年8月の福知山花火大会の火災を受け、消防法施行令が一部改正されたことに伴い、火気を燃料とする器具の取扱規定を整備するとともに、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、露店が100店舗を越える大規模な催しを主催する者に対し、防火担当者を定め、火災予防上必要な計画書の提出を義務付けるとともに、計画書を提出しなかった者に対して罰則規定を定めることや、屋外での催しで、火気器具等を使う露店などを開設する場合、届出が義務付けられたことなどがあります。委員からは届出様式の確認や、市民への周知方法について確認がありました。

このほか議第55号、56号、59号、60号を含む5議案は、審査の結果、全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。